

事務連絡
平成25年5月10日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関
する基準に係る完成用部品の指定について」の誤びゅう等について

平成25年3月29日付で通知した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定
等に関する基準に係る完成用部品の指定について(平成25年3月29日障発0329
第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」につきまして、下記のとおり
誤びゅう修正したものを別添のとおり送付いたしますので、ご確認と差し替えをよろしくお
願い申し上げます。

(正誤について)

表紙・本文1行目

【正】 ← 【誤】

第5条第24項 ← 第5条第19項

【担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

社会参加支援係 佐藤、峰

TEL 03-5253-1111 (内線 3006)

FAX 03-3503-1237